

配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことに 正当な理由がある場合（具体例）

入管法上、日本人・永住者の配偶者として「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」の在留資格を有する外国人の方は、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行わないで在留している」場合、これについて「正当な理由」があるときを除き、在留資格取消しの対象となります。

法務省入国管理局では、在留資格の取消しの運用の透明性の向上を図る観点から、「正当な理由」に該当する場合等、在留資格の取消しを行わない主な事例を下記のとおり公表することとしました。

（注）法務省入国管理局では、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行わないで在留している」事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、在留資格変更許可申請または永住許可申請の機会を与えるよう配慮することとしています。

また、配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行わないで在留している場合であっても、日本国籍を有する実子を監護・養育しているなどの事情がある場合には、他の在留資格への変更が認められる場合があります。

<事例>

- 配偶者からの暴力（いわゆるDV）を理由として、一時的に避難または保護を必要としている場合
- 子供の養育等やむを得ない事情のために、配偶者と別居して生活しているが生計を一にしている場合
- 本国の親族の傷病等の理由により、再入国許可（みなし再入国許可を含む）による長期間の出国をしている場合
- 離婚調停又は離婚訴訟中の場合